

沼津市男女共同参画基本計画アドバイザー会議設置要綱

令和元年 8 月 8 日 部長決裁

(設置)

第 1 条 沼津市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、専門的、客観的な見地からの意見を聴取するため、沼津市男女共同参画基本計画アドバイザー会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 基本計画に対する専門的、客観的見地からの意見、助言
- (2) 基本計画の推進方策等について、専門的、客観的見地からの助言

(組織)

第 3 条 会議の委員は、6 人をもって構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 市内事業者
- (4) 市民団体・経済団体等を代表する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画案の策定時までとする。

(会議)

第 5 条 会議に座長を置き、会議の議長を務める。

- 2 会議は、座長が招集する。ただし、座長が必要と認めたときは、持ち回りにより委員の意見を聴くことができる。
- 3 会議は、自由な討論形式とする。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、地域自治課において処理する。

(補則)

第 7 条 会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年 8 月 20 日から施行する。

付 則（令和 6 年 8 月 19 日部長決裁）

この要綱は、令和 6 年 8 月 19 日から施行する。